

令和4年9月30日  
資料提供  
担当課：商工振興課  
担当者：細、鈴木  
電話：073(441)2744

## 新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した 中小企業者への金融支援について (経営支援資金(伴走支援枠)の融資限度額引上げ)

和歌山県中小企業融資制度では、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善に取り組む中小企業者を対象に信用保証料を大幅に軽減する資金(経営支援資金(伴走支援枠))(以下「伴走支援枠」という。)を令和3年4月1日に設け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、県内中小企業者への資金繰り支援に万全を期すべく、国が経済対策で拡充する制度を活用し、**令和4年10月1日から伴走支援枠の融資限度額を引き上げます**ので、お知らせします。

### 【改正点】

	改正前	改正後
融資限度額	6,000万円	1億円

### 【参考：伴走支援枠 概要】

#### ○融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者で①又は②に該当し、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善を図る方

#### ①セーフティネット保証4号又は5号の認定※1を受けた方

(ただし、5号については売上高等減少率が15%以上又は前年同月の売上高がコロナ前における直近の決算※2の月平均売上高と比して15%以上減少している方に限る。)

#### ②最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少、又は最近1か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少かつ前年同月の売上高がコロナ前における直近の決算の平均売上高等と比して15%以上減少している方

※1 売上高等の減少に応じて、事業所所在の市町村が認定します。

・セーフティネット保証4号 最近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少

・セーフティネット保証5号 最近1か月の売上高等が前年同月比5%以上減少

※2 コロナ前における直近の決算とは、令和2年1月29日時点における直近の決算

○限度額 1億円

○融資利率 年1.2%以内

○保証料率 ①の場合：年0.2%、②の場合：年0.2%～1.15%

○資金用途 設備、運転、返済資金

○融資期間 分割返済の場合：10年以内(据置5年以内)、一括返済の場合：1年以内

※その他の詳細な要件等につきましては、和歌山県HPを御参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>